

県民緑税の仕組み

●県民緑税の実施期間の延長について

兵庫県では、豊かな「緑」を次の世代に引き継いでいくため、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして、平成18年度から「県民緑税」（県民税均等割の超過課税）を導入し、災害に強い森づくりや県民まちなみ緑化事業を進めてきました。

近年、豪雨等による気象災害の頻発化や夏季の異常高温の常態化など気候変動による影響が深刻化する中、手入れ不足の森林の増加に伴う災害リスクの増大が懸念されています。

また、都市部においては、日陰とする緑地割合が達成されておらず、依然として緑が不足しています。これらの状況を踏まえ、森林の防災機能を強化する災害に強い森づくりや、都市の環境改善及び防災性向上を図るまちなみ緑化を引き続き計画的に進めていく必要があることから、県民緑税の実施期間を令和8年度から5年間延長し、大切な緑を守る事業を実施します。

課税方式	県民税均等割の超過課税												
納税義務者	個人：1月1日現在で県内に住所等を有する人 (一定の所得基準を下回る等により均等割が課税されない人は対象となりません。) 法人：県内に事務所、事業所等を有する法人等												
超過税率 (年額)	個人：800円(個人県民税均等割の標準税率4,100円に上乗せ) 法人：超過税率は標準税率の均等割額の10%相当額 <small>[標準税率 資本金等の額に応じて円20,000円～800,000円]</small>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>1千万円以下</th> <th>1千万円超 1億円以下</th> <th>1億円超 10億円以下</th> <th>10億円超 50億円以下</th> <th>50億円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超過税率</td> <td>2,000円</td> <td>5,000円</td> <td>13,000円</td> <td>54,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	1千万円以下	1千万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超	超過税率	2,000円	5,000円	13,000円	54,000円	80,000円
資本金等の額	1千万円以下	1千万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超								
超過税率	2,000円	5,000円	13,000円	54,000円	80,000円								
課税期間	5年間(課税期間を超過する時点で、事業の成果や社会情勢により見直しを検討します) ・個人：令和8年度分～令和12年度分 ・法人：令和8年4月1日～令和13年3月31日の間に開始する事業年度分												
課税規模	5年間で約125億円(個人約105億円・法人約20億円)												
納付の方法	個人：個人住民税(県民税)と併せて納付いただきます。 ・給与所得者：給与から引き去り ・それ以外の事業所得者等：市町から送付される納税通知書により納付 法人：法人県民税の申告の際に、標準税率の県民税均等割額に併せて納付いただきます。												
課税の用途の明確化	県民緑基金により県民緑税と他の財源とを区別して管理し、用途についても、県民緑税法例で、森林及び都市の緑の保全・再生のための事業に限定しています。												

詳しい情報は兵庫県ホームページをご覧ください

「税の仕組み」
はこちら



財務部税務課
TEL 078(362)3086
FAX 078(362)3906

「災害に強い森づくり」
はこちら



農林水産部治山課
TEL 078(362)4192
FAX 078(362)3952

「県民まちなみ緑化事業」
はこちら



まちづくり部都市政策課
TEL 078(362)3563
FAX 078(362)9487

兵庫県の「県民緑税」は こんなふうに使われています。

県民緑税は「豊かな緑」の保全・再生を兵庫県全体で支える仕組みです。

みなさんからお預かりした県民緑税によって「災害に強い森づくり」や「県民まちなみ緑化事業」が進められます。森林や里山、公園の樹木は、土砂流出防止や洪水緩和などの災害防止をはじめ、温暖化対策や大気の浄化などの環境改善、癒しや安らぎの創出など、私たちに様々な恩恵を与えてくれるものです。そんな貴重な財産を次世代へと残すことが「県民緑税」の目的です。

県民緑税を活用したこれまでの植樹本数

1,100,500本



県民まちなみ
緑化事業

兵庫県の森林面積 560,037ha のうち、
県民緑税を活用したこれまでの整備面積

44,771 ha



災害に強い
森づくり

人が緑を育て、緑が暮らしを支える

兵庫県



災害に強い森をつくる

奥山から都市近郊の森林まで、森林の状況に合わせた適切な整備を実施し、土砂災害や洪水・濁水の防止、野生動物と人との棲み分け、CO₂の吸収や生物多様性の保全など、森林が持つ様々な公益的機能の維持・向上を図ります。

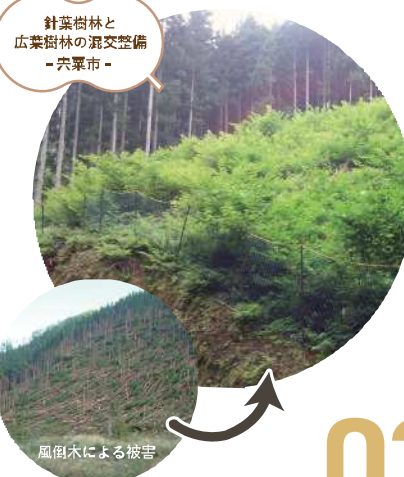
01

整備後の豪雨での災害なし

山地災害の危険性が高い溪流で、流入による被害を軽減するため、災害緩衝林整備や簡易防災施設を設置します。これまでに整備した箇所では、豪雨後に流入等の大きな被害が発生していないことを確認しています。



緊急防災林整備(溪流対策)
-多可郡多可町-



針葉樹林と広葉樹林の混交整備
-兵庫県-



風水害に強い 02 多様な森林へ誘導

千入れ不足の高齢人工林で、風倒や雪による災害を防止するため、針葉樹の伐採跡地への広葉樹の植栽など森林状況に応じた整備を実施します。多様な樹種や林階で構成された森林への誘導により、気象害に強いだけでなく、野生動物の生息環境保全にも寄与します。

03

農作物被害発生農地が6~8割減少

野生動物による農作物被害が深刻な農地で、人と野生動物の棲み分けを図るバッファゾーンの設置や、シカの食害等で元腐した森林に保護柵を設置して被害を回復させます。兵庫県北地区では、6~8割の農地でシカ・イノシシ等による被害が軽減または減少しています。



野生動物共生林整備
-美方郡新温泉町-



校庭・ひろばの芝生化
-加東市-

芝生の上で伸び伸びと五感を育てています 04

学校などの校庭、広場の芝生化を支援。夏を芝生にしたことで、子どもたちは裸足で走ったり、虫を見つけたりして、体が伸びるようになり、五感が育てられています。

05

緑で自分たちのまちを美しく彩ります

空き地や広場、住民が集う場所の緑化を支援。住宅地で、自分たちのまちを美しくしたいという思いから、地域のコミュニティセンターの敷地を多種多様な樹種で緑化。まちの景観が向上し、住民の散歩コースとして親しまれるほか、緑化活動を通じて交流が生まれ、地域の皆さんに喜ばれています。



一般緑化
-西宮市-

屋上緑化・壁面緑化
-神戸市北区-

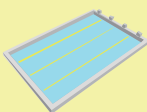


06

社屋の屋上を自然いっぱいの憩いの場に

建築物の屋上や壁面の緑化を支援。地域の自然風景を創出するため人間的設計を行い、野芝・チガヤをベースに野草を植栽。北六甲の町門を再現するとともに、在来種の育成を目標としています。

TOPICS 数字で見る県民緑税の効果



25m プール × 75 杯分の土砂流出を防ぐ

神戸の東灘区に所在する区民の緑税により、25m プール 75 杯分の土砂流出を防ぐことができています。また、25m プール 75 杯分の土砂流出を防ぐには、25m プール 1,180 杯分の土砂流出を防ぐことが必要です。このように、緑税の導入により、土砂災害のリスクを大幅に低減することができています。

県民による緑化効果

ガスタンク × 39 基分の CO₂ を緑が吸収



第4期(1997~2000)で整備された緑地によって、2000年度のガスタンク 39 基(約1000t)の CO₂ を吸収する効果が、1年に約 1000t 削減されています。また、雨水が地中に浸透することで、地下水の補給が促進されています。また、雨水が地中に浸透することで、地下水の補給が促進されています。また、雨水が地中に浸透することで、地下水の補給が促進されています。



まちなみを緑化する

都市の環境改善や防災性の向上を目的として、住民団体や企業などが行う植樹や芝生化などの緑化に必要な経費を補助し、空き地や広場、学校園、商業施設、事業所など、身近な場所に緑を増やす取組を支援しています。